

一般社団法人青森県中小建設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県中小建設業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青森県の土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業等の建設業に携わる者の安全・衛生意識の向上と技術面の進歩・改善を図ることにより、これらの者の社会的・経済的地位の安定・向上及び建設業の健全な発展並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業に携わる事業者の工事の技術及び経営の改善に関する調査研究、指導及び支援
 - (2) 建設業に関する法制、政策及び情報等の調査研究、周知及び建議
 - (3) 建設業における事故・労働災害を防止するための調査研究、指導及び支援
 - (4) 建設業の技能者等の育成の推進及びそれらに係る施策の研究等
 - (5) 自然災害等に際して、人命救助並びに被災地の復旧及び復興に協力すること。
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会員

(構成)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 青森県内に事業所を有し、建設業法による建設業を営み、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体の代表者
 - (2) 賛助会員 この法人を賛助するために入会した建設業に関連する業務を行う個人又は団体その他理事会で認められた者
2. 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員

とする。

3. 賛助会員は、この法人の企画、運営、予算決算等に参与できない。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の経費に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

2. この法人の運営上特に必要と認められるときには、総会の決議により、会員から臨時会費を徴収することができる。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届に理由を付してこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりその者を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反し、又は会員としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 2 か月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名に対して 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2. 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面等による議決権の行使)

第19条 正会員は、あらかじめ理事会で定めるところにより書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2. 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提供して行う。
3. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。
4. 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録は、議長及び役員以外の出席正会員2名以上が署名捺印するものとする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以内
- (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(顧問及び相談役)

第 22 条 この法人に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じる。
4. 相談役は、理事を兼ねることができる。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の中から選任する。ただし、監事のうち 1 名は、正会員以外から選任することができる。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において定めるところにより、この法人の業務を執行する。
5. 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をし、その他法令で定められた権限を行使することができる。

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 役員に対して、総会において別に定める報酬等を支給することができる。

2. 役員に対して、総会において別に定めるところによりその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定められた順序に従い、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。ただし、会長を選定する議案を内容とする場合には、出席した理事及び監事の全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は、理事会で定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公 告

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(委任)

第42条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は野呂健司、専務理事は鉄謙一とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。